

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 4 月 30 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者 有限会社望月建材 飯富生コン工場

住 所 山梨県南巨摩郡身延町飯富2309-105

氏 名 代表取締役 山口 喜彦

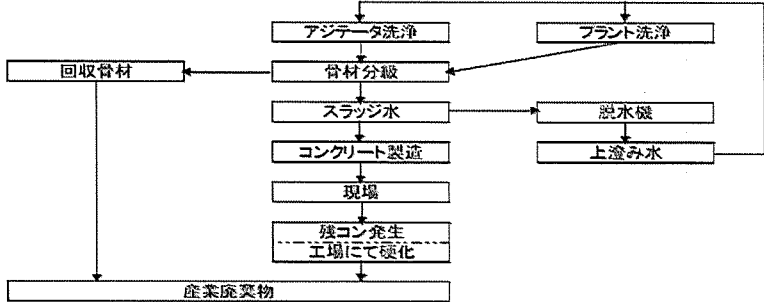
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0556-42-2929

山梨県生活環境の保全に関する条例第62条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社望月建材 飯富生コン工場
事業場の所在地	山梨県南巨摩郡身延町飯富2309-105
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	生コンクリート製造業 産業分類（E類21）
② 事業の規模	27,000千円
③ 従業員数	12名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre>graph TD A[アジテータ洗浄] --> B[管材分級] C[プラント洗浄] --> B B --> D[スラッジ水] B --> E[回収管材] D --> F[コンクリート製造] F --> G[現場] G --> H[残コン発生 工場にて硬化] H --> I[産業廃棄物] D --> J[脱水機] J --> K[上澄み水] K --> A</pre>

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

公害防止管理者及び統括者

公害防止統括者	工場長	
公害防止管理者	粉塵関係	品質管理責任者
	水質関係	
	騒音関係	
	振動関係	
	産業廃棄物	

- ・産業廃棄物の処理に関する統括は工場長が行う。
- ・産業廃棄物の管理は品質管理責任者が行う。
- ・産業廃棄物の種類はコンクリートくずとする。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	573.55 t	t
	（これまでに実施した取組） ・戻りコンクリートの有料化 ・ユーザーに出荷量適正化への協力のお願い		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	排出量	400 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ユーザーと連携し出荷量を適正にし、戻りコンクリート等の産業廃棄物の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・産業廃棄物仮置き場に廃棄物の種類を明示し、他の廃棄物の混入を防ぐ。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・従業員に対して、産業廃棄物の種類及び分別に関する教育を行い、自社の産業廃棄物処理方法を周知徹底する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	573.55 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	573.55 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・産業廃棄物の処理の許可を受けていることを確認する。 ・産業廃棄物処理業者との委託契約を締結する。 ・適正に処理されていることをマニフェストにより確認する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	
	全処理委託量	400 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	400 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。